

地域警察運営規程

(平成5年5月25日岩手県警察本部訓令第9号)

[沿革] 平成6年10月警察本部訓令第18号、7年3月第7号、9年3月第7号、11年7月第12号、12年12月第20号、13年8月第20号、18年3月第15号、12月第28号、22年3月第6号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

地域警察運営規程を次のように定める。

地域警察運営規程

地域警察運営規程(平成元年岩手県警察本部訓令第12号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第8条)
 - 第2章 地域警察勤務(第9条 - 第18条)
 - 第1節 通常基本勤務(第9条)
 - 第2節 特別勤務等(第10条 - 第12条)
 - 第3節 勤務制等(第13条 - 第18条)
 - 第3章 指揮監督及び指導教養(第19条 - 第21条)
 - 第4章 勤務基準(第22条 - 第24条)
 - 第5章 活動計画等(第25条 - 第27条)
 - 第6章 交番等(第28条 - 第37条)
 - 第7章 自動車警ら班及び自動車警ら隊(第38条 - 第42条の2)
 - 第8章 警備派出所(第43条)
 - 第9章 直轄警ら隊(第44条・第45条)
 - 第10章 交番相談員(第46条)
 - 第11章 補則(第47条・第48条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、地域警察運営規則(昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)に基づき定めるもののほか、岩手県警察における地域警察の効果的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域警察幹部 地域警察官のうち巡査部長以上の階級にある者をいう。
- (2) 受持警察官 受持区を担当する地域警察官をいう。
- (3) 交番所長等 交番(幹部交番を含む。)及び駐在所(以下「交番等」という。)に勤務する地域警察官のうち、交番所長(幹部交番所長を含む。)及び駐在所長として指定された者をいう。
- (4) 統括責任者 2以上の交番又は駐在所の所管区を統合し、当該結合した区域(以下「ブロック」という。)における地域警察官の活動を統括する責任者として指定された者をいう。

(地域責任)

第3条 地域警察官は、地域を担当する自覚と責任を持って、受持区、所管区及び機動警らの区域(以下「所管区等」という。)において地形、地物の状況、地域住民の要望、意見、交通の状況その他事件又は事故の発生傾向等地域社会の実態の把握に努め、地域警察の任務を効果的に遂行するように努めなければならない。

(事件等の処理範囲)

第4条 規則第3条第2項に規定する地域警察が処理する事件又は事故の初動的な措置の範囲は別に定める。

(活動単位)

第5条 地域警察を構成する活動単位は、署所在地、交番、駐在所、自動車警ら班、自動車警ら隊、警備派出所及び直轄警ら隊とする。

(運用方針)

第6条 生活安全部地域課長及び署長(以下「署長等」という。)は、活動単位を相互に連携させ、それぞれの機能の特性が発揮されるように地域警察の計画的かつ合理的な運用を図るものとする。この場合において、その効果的な運用を図るため、通信指令室及び署通信室並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能を活用するものとする。

(制服勤務の例外)

第7条 署長等は、地域警察官を犯罪捜査、情報収集、少年補導、警衛・警護その他署長等が必要と認める勤務に従事させる場合において、制服で勤務することが支障あると認めるときは、勤務に適した服装によって勤務すべきことを命ずることができる。

(名称の表示等)

第8条 交番、駐在所及び警備派出所の名称の表示は、警察署の処務に関する訓令(平成12年岩手県警察本部訓令第3号)の定めるところによる。

2 警ら用無線自動車及び小型警ら車の塗装は、車体上部を白色、下部を黒色とし、表示は、「岩手県警察」とする。

第2章 地域警察勤務

第1節 通常基本勤務

(勤務種別及び勤務方法)

第9条 地域警察官は、規則第5条第1項の規定する勤務種別のうち、次に掲げる勤務種別ごとに定める勤務方法により行う地域警察勤務(以下「通常基本勤務」という。)を通じて、規則第2条の任務を達成するための活動を行うものとする。

- (1) 署所在地勤務 立番、在所、警ら及び巡回連絡
- (2) 交番勤務 立番、見張、在所、警ら及び巡回連絡
- (3) 駐在所勤務 在所、警ら及び巡回連絡
- (4) 自動車警ら班勤務 機動警ら及び待機
- (5) 自動車警ら隊勤務 機動警ら及び待機
- (5) 警備派出所勤務 警戒警備、立番、見張、警ら及び在所
- (6) 直轄警ら隊勤務 警ら及び待機

2 署長は、駐在所勤務に関し、駐在所の周辺における人の往来その他の交通状況等を勘案して特に必要があると認める場合は、立番又は見張の勤務方法を定めることができる。この場合の勤務時間は、在所の勤務時間から充てるものとする。

第2節 特別勤務等

(特別勤務)

第10条 規則第5条第2項に規定する特別な活動を行う地域警察勤務(以下「特別勤務」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急配備
緊急配備のための活動を行うこと。
- (2) 事件、事故等の処理
事件、事故等の事案が発生した場合において、現場臨場、捜索救助その他当該事案処理のための活動を行うこと。
- (3) 犯罪の予防及び検挙
所管区等における治安情勢から必要と認められる場合において、通常基本勤務によらずに、犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締り等の活動を行うこと。
- (4) 警戒警備
雑踏警備及び災害警備、交通機関への警乗等の警戒警備の要員としての活動を行う

こと。

(5) 地域活動

所管区等において、住民の行う防犯、交通安全その他の地域諸活動への支援及び協力をを行い、又は住民と共同でこれらの活動を行うこと。

(6) その他の活動

その他地域警察官が地域警察の任務を達成するため、通常基本勤務によらずに、必要と認められる特別な活動を行うこと。

(地域警察官の特別勤務への従事)

第11条 署長等は、管内等の治安情勢等から必要があると認めるときは、地域警察官を特別勤務に従事させることができるものとする。

2 署長等は、地域警察官を特別勤務に従事させるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 地域警察官を特別勤務に従事させる場合には、これに伴う通常基本勤務による活動への影響を最小限にすること。

(2) 特別勤務を通じて行う地域警察活動と関係する他の警察部門の行う活動との連携の確保を図ること。

(地域警察官の転用勤務の制限)

第12条 署長は、必要やむを得ない場合のほか、地域警察官を看守、護送、当直等の地域警察勤務以外の勤務(以下「転用勤務」という。)に従事させてはならない。

2 署長は、地域警察官を転用勤務に従事させようとするときは、当該転用勤務により地域警察体制に著しい支障が生じないようにしなければならない。

3 署長は、地域警察官を7日以上継続して転用勤務に従事させようとするときは、本部長の承認を受けなければならない。

第3節 勤務制等

(勤務制)

第13条 規則第6条に規定する勤務制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交替制勤務

ア 日勤、当番、非番又は当番、非番を順次繰り返す勤務

イ アに掲げる勤務以外の交替制勤務

(2) 駐在制勤務 駐在所の施設に居住し、毎日おおむね昼間に活動する勤務で、勤務を要しない日が別に指定される勤務

(3) 日勤制勤務

ア 通常勤務 警察職員の勤務時間に関する訓令(平成7年岩手県警察本部訓令第6号。以下「勤務時間訓令」という。)第2条に定める勤務

イ 毎日勤務 勤務時間訓令の別表に定める勤務

(勤務制の指定)

第14条 活動単位ごとの勤務制は次に掲げるとおりとする。

(1) 署所在地 交替制又は日勤制

(2) 交番 交替制又は日勤制

(3) 駐在所 駐在制又は日勤制

(4) 自動車警ら班 交替制又は日勤制

(5) 自動車警ら隊 交代制又は日勤制

(6) 警備派出所 交替制又は日勤制

(7) 直轄警ら隊 交替制又は日勤制

(勤務時間)

第15条 地域警察官の勤務時間は次のとおりとする。ただし、勤務制が、第13条第1号イに規定するものについては、本部長の承認を受けて別に定めるものとする。

(1) 交替制勤務 当番日15時間30分

日勤日7時間45分

(2) 駐在制勤務及び日勤制勤務 1日7時間45分

(勤務の開始及び終了時刻)

第16条 署長等は、地域警察官の勤務の開始及び終了の時刻を次の表のとおり指定するものとする。

勤務制	勤務別	開始時刻	終了時刻
交替制勤務	当番	午前9時	翌日午前9時
	日勤	午前9時	午後5時45分
駐在制勤務	日勤	午前9時	午後5時45分
日勤制勤務			

2 署長等は、地域警察の重点的、効果的な運用を図るため、前項の勤務開始時刻を早め、又は遅らせることができるものとする。

(休憩の措置)

第17条 地域警察官は、休憩中であっても急訴、願届等は直ちにこれを受理し、必要な措置を講じなければならない。

(勤務交替及び勤務引継ぎ)

第18条 地域警察官は、勤務交替及び勤務引継ぎに当たっては、交番所長等、自動車警ら班長、自動車警ら隊長、又はこれに代わる者の指揮の下勤務場所において、必要な事項の引継ぎを確実に行うものとする。

第3章 指揮監督及び指導教養

(巡視)

第19条 署長は、自ら又は地域警察幹部に命じて、地域警察官の勤務場所を巡回し、指揮監督及び指導教養(以下「巡視」という。)を行わなければならない。

2 前項の巡視に当たっては、地域警察官の活動の実態を掌握し、当該地域警察官の能力、個性等に応じて具体的にこれを行い、常にその結果を確認するように努めなければならない。

3 署長は、巡視を効果的に行うため、1か月ごとにあらかじめ巡視計画を定めるものとする。

(他係幹部の指導教養)

第20条 署長は、地域警察幹部以外の幹部(以下「他係幹部」という。)に命じてその所掌する事項に関し、地域警察官に対する指導教養を行わせなければならない。この場合において、指導教養を効果的に行うため、1か月ごとにあらかじめ指導教養実施計画を定めるものとする。

(招集時における指導教養等)

第21条 署長は、地域警察官を毎月1回以上招集し、必要な指導教養及び訓練を行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、地域警察幹部及び他係幹部に、その所掌する事項について指示、指導教養等を行わせるものとする。

2 署長は、前項の規定により地域警察官を招集する場合は、必要な交番等に勤務員を配置し、管内の警戒力に間隙を生じないようにしなければならない。

第4章 勤務基準

(勤務方法及び勤務時間)

第22条 地域警察官の勤務方法及び勤務時間の基準は、別に定める。

(勤務基準の策定に当たっての留意事項)

第23条 署長は、規則第11条第2項の規定に基づき、活動単位ごとに勤務方法別の勤務時間の割振りを定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 交番及び複数駐在所については、来訪者が多いと予想される時間帯に、立番、見張又は在所の勤務に従事する地域警察官を確保すること。

- (2) 巡回連絡を確実に実施するための勤務時間の確保に努めること。
- (3) 管内の警戒力、特に夜間における警戒力に間隙を生じないようにすること。
- (4) 立番に係る勤務時間の割振りを行うに当たっては、人の往来その他の交通の状況等から、その効果が高いと認められる時間帯に割り振ること。
- 2 署長は、勤務基準を定めるに当たっては、交番所長等の意見を適切に反映させるようにしなければならない。
- 3 署長は、勤務基準を定期的に見直し、所管区等の状況の変化に対応し得るように努めること。
- 4 署長は、勤務基準を定めたときは、本部長に報告するものとする。

(勤務変更についての留意事項)

第24条 署長は、規則第11条第3項及び第4項に規定する勤務変更を弾力的に行うように努めるものとする。

- 2 地域警察官は、勤務変更の必要があると認めるときは、その旨を、直近の地域警察幹部に申し出るものとし、当該地域警察幹部は、署の地域課長を経て署長に報告し指示を受けるものとする。
- 3 規則第11条第4項の規定により地域警察官が勤務変更を行ったときは、必要な処置をとったのち、その経過を速やかに直近の地域警察幹部に報告するものとし、当該地域警察幹部は、この旨署の地域課長を経て署長に報告し指示を受けるものとする。

第5章 活動計画等

(活動計画等)

第25条 署長等は、毎月25日までに地域警察官の翌月の活動計画を定めなければならない。

- 2 前項の活動計画には、地域警察活動の重点、指揮監督及び指導教養の重点を定めるものとする。

(活動重点の指示)

第26条 地域警察幹部は、地域警察官の活動について、必要により次に掲げる事項を指示するものとする。

- (1) 活動計画に基づき実施すべき事項
- (2) 所管区等の実態に即する警ら要点等に関する事項
- (3) 所管区等の実情から特に重点と認められる活動時間、場所及び活動内容に関する事項
- (4) 活動に当たって配意すべき事項

(会議等)

第27条 署長は、地域警察活動の効率化を図るため、地域警察官による各種会議を随時開催するものとする。

第6章 交番等

(交番所長等)

第28条 交番には、地域警察活動を一体として効率的に行わせるため、交番所長を置くものとする。ただし、特別の事由がある場合はこの限りでない。

- 2 駐在所には、地域事情等を勘案して必要により、駐在所長を置くものとする。
- 3 交番所長等は、警部補以上の階級にある地域警察官をもって充てるものとする。
- 4 交番所長等は、自ら率先して通常基本勤務及び事件又は事故の処理その他の地域警察活動を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 所管区における地域警察活動の重点及び推進要領を策定すること。
 - (2) 地域警察官を地域の実情に応じて、弾力的に運用すること。
 - (3) 通常基本勤務、事件又は事故の現場における初動的な措置、その他の地域警察活動に関し指揮監督を行うこと。
 - (4) 地域警察官の個々の能力、個性等に応じて、具体的な指導教養を行うこと。
 - (5) 他の交番等との連絡調整を行うこと。

(6) 管内の関係機関、団体等との連絡調整を行うこと。

(班長)

第29条 規則第16条の2第2項に規定する班長は、巡查部長をもって充てるものとする。ただし、これにより難しい場合は、巡查長又は巡查のうち適任者をもって充てるものとする。

2 班長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、勤務場所を同じくする勤務員（以下この項において「相勤者」という。）に対し、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 相勤者の指揮監督及び指導教養を行うこと。
- (2) 相勤者の勤務及び事務処理の調整を行うこと。
- (3) 勤務場所における施設、装備資器材、書類等についての保守管理を行うこと。
- (4) 勤務交替時の勤務引継ぎを適切に行うこと。

(交番統括)

第30条 署長は、交番所長が置かれていない交番においては、班長のうちから交番統括を指定するものとする。

2 交番統括は、班長の職務のほか、第28条第3項に定める交番所長の職務を行うものとする。

(準用)

第31条 前2条の規定は、署所在地及び日勤制の交番について準用するものとする。

(受持区の設定)

第32条 署長は、所管区ごとの配置人員に応じて受持区を定め、受持警察官を指定しなければならない。

2 受持区を定めるに当たっては、面積、人口、警察事象等の状況を勘案して負担の均衡を保つようにしなければならない。

(巡回連絡)

第33条 規則第20条に規定する巡回連絡に関する事項は、別に定める。

(警ら区及び警ら要点)

第34条 署長は、警らを効率的に行わせるために所管区ごとに警ら区域（以下「警ら区」という。）を設けるものとする。この場合において、必要があるときは、隣接する所管区との共同警ら区を設けることができるものとする。

2 署長は、警ら区内において犯罪の予防検挙、交通の取締り、少年の非行防止その他警察上警戒を要する地点を警ら要点として指定するものとする。

(所管区の統合運用)

第35条 署長は、規則第21条の2第1項に規定する統合運用を行う場合は、一時的な運用を除き、あらかじめ次の事項を明らかにして本部長の承認を受けなければならない。

- (1) 結合する所管区名
- (2) 拠点となる交番等の名称
- (3) 運用の方法
- (4) その他必要事項

2 署長は、前項第2号の拠点となる交番所長等を統括責任者に指定するものとする。

3 署長は、統括責任者が不在又は事故あるときにおいてもブロックにおける地域警察活動を一元的に統括するため、当該ブロック内の交番所長等又は拠点交番の班長のうちから、副統括責任者をあらかじめ指定しておくものとする。

(相互連携)

第36条 署長は、隣接する交番等についてあらかじめ相互に連携活動の方法、緊急時の共助体制等を定めなければならない。

(移動交番車の運用)

第37条 規則第21条第1項に規定する移動交番車の運用要領は、別に定める。

第7章 自動車警ら班及び自動車警ら隊

(自動車警ら班長)

第38条 署長は、自動車警ら班の活動を一体的、効率的に行わせるため、自動車警ら班に班長を置くものとする。

2 班長は、自動車警ら班の警部補又は巡查部長の階級にある者のうちから指定するものとする。

3 自動車警ら班長は、自ら率先して事件又は事故の処理その他の地域警察活動を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 自動車警ら班の活動計画を策定すること。

(2) 自動車警ら班の班員を地域の実情に応じて弾力的に運用すること。

(3) 事件又は事故の現場における初動的な措置その他の地域警察活動に関し指揮監督を行うこと。

(4) 自動車警ら班の個々の班員の能力、個性に応じて、具体的な指導教養を行うこと。

(5) 他係、交番等との連携及び連絡調整を行うこと。

(自動車警ら班副班長)

第39条 署長は、自動車警ら班の交替制勤務ごとに副班長を置くものとする。

2 第38条第3項各号の規定は、自動車警ら隊長の職務について準用する。この場合において、同項第1号中「自動車警ら班」とあるのは「自動車警ら隊」と、同項第2号及び第4号中「自動車警ら班」とあるのは「自動車警ら隊」と、「班員」とあるのは「隊員」と、同項第5号中「他係、交番等」とあるのは「警察本部執行隊及び各警察署」と読み替えるものとする。

3 第39条の規定は、自動車警ら隊班長について準用する。この場合において、同条第1項中「署長」とあるのは「生活安全部地域課長」と、「自動車警ら班」とあるのは「自動車警ら隊」と「副班長」とあるのは「班長」と、同条第2項中「副班長」とあるのは「班長」と、「自動車警ら班の班長以外」とあるのは「自動車警ら隊の中」と、同条第3項中「副班長」とあるのは「班長」と、「班員」とあるのは「隊員」と読み替えるものとする。

(機動警らの基準)

第40条 機動警らは、次の基準により行うものとする。

(1) 警察事象の多い地域又は路線 常時警ら

(2) その他の地域又は路線 計画的警ら

2 署長等は、機動警らの区域及び警ら要点を定めるものとする。

(連携運用)

第41条 自動車警ら班の班員及び自動車警ら隊の隊員は、交番等との連携を図るため、交番等への立寄り、事件又は事故の共同処理その他情報交換等を積極的に行うものとする。

(緊急運用)

第42条 生活安全部地域課長は、緊急の場合は警ら用無線自動車を一元的に運用することができる。

(自動車警ら隊の活動要領)

2 自動車警ら隊の活動要領等については、別に定める。

第8章 警備派出所

(活動要領)

第43条 署長は、警備派出所が設けられたときは、設置目的に沿うよう活動要領、その他必要な事項を定めるものとする。

第9章 直轄警ら隊

(活動拠点)

第44条 直轄警ら隊(以下「警ら隊」という。)は、原則として署を拠点として活動するものとする。

2 署長は、必要がある場合は交番その他の場所を拠点に活動させることができるものとする。

(活動要領)

第45条 署長は、警ら隊の活動要領その他必要な事項を定めるものとする。

第10章 交番相談員

第46条 規則第30条に規定する交番相談員の運用に関する事項は、別に定める。

第11章 補則

(備付簿冊)

第47条 地域警察活動上必要な簿冊は、別に定める。

(細則の制定)

第48条 この訓令を実施するために必要な細則は、本部長の承認を受けて署長が定める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成6年10月31日警察本部訓令第18号抄)

1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月10日警察本部訓令第7号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日警察本部訓令第7号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成11年7月6日警察本部訓令第12号抄)

1 この訓令は、平成11年8月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月5日警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年8月24日警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成13年8月24日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日警察本部訓令第15号抄)

この訓令は、平成18年3月24日から施行する。

附 則 (平成18年12月19日警察本部訓令第28号)

1 この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日警察本部訓令第6号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。